

【機密性2】

令和8年度における横浜家庭裁判所の裁判事務の分配等に関する規程

横 浜 家 庭 裁 判 所

【機密性2】

令和7年横浜家庭裁判所規程第9号

令和8年度における横浜家庭裁判所の裁判事務の分配等に関する規程を次のように定める。

令和7年12月19日

横 浜 家 庭 裁 判 所

改正 令和8年1月7日横浜家庭裁判所規程第1号

改正 令和8年3月11日横浜家庭裁判所規程第2号

令和8年度における横浜家庭裁判所の裁判事務の分配等に関する規程

第1 部の設置

本庁に、家事第1部、家事第2部及び少年部を置く。

第2 裁判事務の分配

- 1 本庁の裁判事務の分配は、別表第1のとおりとする。
- 2 児童虐待防止法による臨検捜索許可状請求事件は、家事部で順次処理する。
- 3 付合議を前提に相模原支部から本庁に回付された事件は、当該事件が、家事審判事件（別表第1の家事審判事件のうち後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件を除く事件並びに別表第2の家事審判事件）又は保全命令事件（基本事件が別表第1の家事審判事件のうち後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件を除く事件並びに別表第2の家事審判事件及び家事調停事件）であるときは家事第1部が処理し、家事審判事件（別表第1の家事審判事件のうち後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件）、人事訴訟事件、通常訴訟事件又は保全命令事件（基本事件が人事訴訟事件並びに別表第1の家事審判事件のうち後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件）である

【機密性2】

ときは家事第2部が処理し、少年事件であるときは少年部が処理する。

4 支部の裁判官のした観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びに裁判に対する準抗告事件は、その支部で処理することができないときは、本庁において処理することとし、少年部が処理する。

5(1) 本庁の裁判官に対する除斥又は忌避申立事件は、当該裁判官が、家事部に属するとき又は部に属さないときは少年部が処理し、少年部に属するときは家事部が順次処理する。

(2) 支部の裁判官に対する除斥又は忌避申立事件は、その支部で処理することができないときは、本庁において処理することとし、当該事件が、家事事件、人事訴訟事件、通常訴訟事件又は保全命令事件であるときは家事部が順次処理し、少年事件であるときは少年部が処理する。

6 裁判官の担当事件が他の裁判官の担当事件と関連するときは、協議によりいずれかの裁判官において両事件を併せて取り扱うことができる。

7 上記に定めのない事件は、当該事件が、家事事件、人事訴訟事件、通常訴訟事件又は保全命令事件であるときは、家事部の裁判官の協議により、少年事件であるときは、少年部の裁判官の協議により、その事件を処理する部を定め、又はその事件を取り扱う裁判官を定める等適宜の措置をすることができる。

第3 事件の回付等

1 本庁及び支部の裁判官は、その担当事件が、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の定めにおいて、他の本庁又は支部において取り扱われている場合には、当該担当事件を他の本庁又は支部に回付することができる。

2 本庁及び支部の裁判官は、その担当事件と関連する事件を担当する他の本庁又は支部の裁判官と協議し、その協議が整った場合には、当該事

【機密性2】

件を他の本庁又は支部に回付することができる。

- 3 本庁及び支部の裁判官は、第1及び第2以外の場合において、その担当事件を他の本庁又は支部において取り扱うのを相当とするとき（相模原支部の裁判官が、その担当事件について、本庁において合議事件として取り扱うのを相当とするときを含む）は、本庁の裁判官は配属部の部総括を通じて、支部の裁判官は支部長を通じて、所長と協議し、その協議が整った場合には、当該担当事件を他の本庁又は支部に回付することができる。

第4 裁判官の配置及び開廷の日割

裁判官の配置及び開廷の日割は、別表第2のとおりとする。

第5 裁判事務の代理順序

1 本庁

- (1) 合議体の裁判長又は合議体を構成する裁判官に差し支えのあるときは、当該合議体の属する部の他の裁判官（当該合議体に配置された他の裁判官を含む。）が、次いで他の部の裁判官が代理する。
- (2) 部に属する単独体の裁判官に差し支えのあるときは、当該裁判官の属する部の裁判官が、次いで他の部の裁判官が代理する。
- (3) 部に属さない裁判官に差し支えのあるときは、家事事件は家事部の裁判官が代理し、少年事件は少年部の裁判官が代理する。

2 支部

裁判長又は裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、当該支部の他の裁判官が代理する。

第6 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差支えのあるときは、次の裁判官が順次代理する。

第1順位 湯川浩昭

第2順位 住友隆行

【機密性2】

第3順位 三 上 孝 浩

2 部の事務を総括する裁判官に差支えのあるときは、それぞれ、別表第2の1本庁の代理順序欄に記載の順に代理する。

3 支部長に差支えのあるときは、次の裁判官が順次代理する。

(1) 川崎支部

第1順位 片 山 憲 一

第2順位 幅 田 勝 行

(2) 相模原支部

第1順位 前 澤 功

第2順位 堤 恵 子

(3) 横須賀支部

第1順位 片 多 康

第2順位 名 島 亨 卓

(4) 小田原支部

第1順位 寺 本 真依子

第2順位 山 口 和 宏

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

附 則 (令和8年規程第1号)

この規程は、令和8年1月16日から施行する。

附 則 (令和8年規程第2号)

この規程の第1項は令和8年3月25日から、第2項は令和8年3月31日から、第3項から第6項までは令和8年4月1日から施行する。

【機密性 2】

(別表第 1)

本 庁 の 裁 判 事 務 の 分 配

部等	事 件		分配割合	
家事 第 1 部	1 部において合議体で裁判する旨の決定をした事件		10分の10	
	2 法律により合議体で裁判すべきものと定められた事件		10分の 5	
	3 家事審判事件	別表第 1	後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件を除く事件	10分の10
		別表第 2		10分の10
	4 家事調停事件		10分の10	
	5 保全命令事件	基本事件が別表第 1 の家事審判事件のうち後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件を除く事件		10分の10
		基本事件が別表第 2 の家事審判事件及び家事調停事件		10分の10
	6 家事共助事件		12分の7	
家事 第 2 部	1 部において合議体で裁判する旨の決定をした事件		10分の10	
	2 法律により合議体で裁判すべきものと定められた事件		10分の 5	
	3 家事審判事件	別表第 1	後見事件	10分の10
			不在者財産管理事件	10分の10
			相続人不分明事件	10分の10
	4 人事訴訟事件		10分の10	
	5 通常訴訟事件		10分の10	
	6 保全命令事件	基本事件が人事訴訟事件		10分の10
基本事件が別表第 1 の家事審判事件のうち後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件		10分の10		
7 家事共助事件		12分の 5		
少年部	1 合議事件		10分の10	
	2 少年保護事件	一般事件	身柄	10分の10
			在宅	10分の10
		過運致・交通事件		10分の10
	3 準少年保護事件		10分の10	
	4 少年共助事件		10分の10	
5 少年審判雑事件		10分の10		

(注) 1 家事抗告提起事件、民事控訴提起等事件及び家事雑事件（強制執行に関連する事件を除く。）は、基本となる事件の担当裁判官に分配する。

2 差戻事件、民事再審事件及び強制執行に関連する家事雑事件の分配は、家事第 1 部

及び家事第2部の裁判官の協議により定める。

- 3 家事審判事件の「後見事件」とは、未成年後見関係事件、成年後見関係事件、任意後見関係事件、未成年後見人と当該未成年者が利益相反する場合の特別代理人選任事件、成年後見人と当該被後見人が利益相反する場合の特別代理人選任事件及び後見人等であった者が民法第897条の2第1項本文の処分を求める事件をいう。
- 4 各裁判官に対する事件の分配は、家事事件については家事事件を担当する裁判官の協議により、少年事件については少年事件を担当する裁判官の協議によりそれぞれ定める。
- 5 裁判所の休日に関する法律第1条第1項に定める休日に受理した令状事件及び観護措置並びに同休日に処理すべき被疑者国選弁護士選任請求事件は、家事部及び少年部の裁判官が担当する。担当者については、別途裁判官の協議により定める。
- 6 前項において、受理した事件が国選付添人選任対象事件である場合、国選付添人選任手続に関する事務に関しては少年部の裁判官が担当し、担当者については、別途少年部の裁判官の協議により定める。

【機密性2】

(別表第2)

裁判官の配置及び開廷の日割

1 本庁

部 等	裁 判 官	代理順序		開廷日割
		家事	少年	
家 事 第1部	総括裁判長 判 事 湯 川 浩 昭			毎日
	判 事 建 石 直 子	1		
	判 事 松 本 有紀子	2		
	判 事 國 分 晴 子	3		
	判 事 丹 羽 敦 子	4		
	判 事 井 出 弘 隆	5		
	判 事 西 山 涉	6		
	判 事 和 田 将 紀	7		
	判 事 大 野 健太郎	8		
	判 事 秋 田 智 子	9		
(特) 判事補 渡 邊 智 弘				
家 事 第2部	総括裁判長 判 事 住 友 隆 行			毎日
	判 事 湯 川 克 彦	1		
	判 事 齋 藤 大 彦	2		
	判 事 高 倉 文 彦	3		
	(兼) 判 事 大 野 健太郎	4		
判 事 藤 永 かおる	5			
少年部	総括裁判長 判 事 三 上 孝 浩			毎日
	判 事 仁 藤 佳 海	1		
	判 事 谷 口 吉 伸	2		

2 支部

支部	裁 判 官	開廷日割	
		家事	少年
川 崎	(兼) 支部長 裁判長 判 事 松 本 圭 史	毎日	毎日
	(兼) 裁判長 判 事 片 山 憲 一		
	(兼) 裁判長 判 事 幅 田 勝 行		
	判 事 坂 田 千 絵		
	判 事 野 原 利 幸		
	判 事 中 山 典 子		
	(兼) 判 事 松 井 芳 明		
	(兼) 判 事 小 林 愛 子		
	(兼) 判 事 行 方 美 和		
	(兼) 判 事 酒 井 智 之		
	(兼) (特) 判事補 森 朋 美		
	(兼) (特) 判事補 三 好 瑛理華		
	(兼) (特) 判事補 金 井 千 夏		
	(兼) (特) 判事補 西 島 のぞみ		
(兼) 判事補 岡 部 紗奈子			
(兼) 判事補 小 川 梢			

相模原	(兼) 支部長 (兼) (兼)	判 事 判 事 判 事 判 事 判 事	関 述 之 前 澤 功 堤 恵 子 岡 部 絵理子 間 明 宏 充 行 川 雄一郎	毎日	毎日
横須賀	(兼) 支部長 裁判長 (兼) (兼) (兼) (特)	判 事 判 事 判 事 判事補	齋 藤 巖 片 多 康 名 島 亨 卓 宮 澤 睦 子 窓 岩 亮 佑	毎日	毎日
小田原	(兼) 支部長 裁判長 (兼) 裁判長 (兼) 裁判長 (兼) (兼) (兼) (兼) (兼) (兼) (兼) (兼) (兼)	判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判 事 判事補 判事補 判事補	竹 下 雄 寺 本 真依子 山 口 和 宏 金久保 茂 富 岡 貴 美 田 中 正 哉 大 伴 慎 吾 下 山 久美子 岩 崎 貴 彦 内 山 慎 子 (特) 笠 松 咲 穂 荒 田 航 希 齋 藤 あ き	毎日	毎日